

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務 における保有個人情報の目的外利用について

1 経緯

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金については、平成31年度税制改正大綱策定に向けた昨年12月の与党政調会長間の合意において、令和元年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、令和2年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと及びこれを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、令和元年度において17,500円の支給を児童扶養手当に上乗せする形で行うこととされたものである。

2 保有個人情報の目的外利用を行う理由

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給対象者は、基準日における令和元年11月分の児童扶養手当の受給者であり、かつ、平成30年の所得が児童扶養手当の所得制限額に満たない者であることから、支給対象者を迅速かつ適正に把握し、及び該当の有無を判断するためには、子育て支援課が児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、本籍、続柄、婚姻、電話番号、整理番号、監護・養育開始年月日、扶養人数、収入、課税額、控除額、金融機関口座、支給決定内容」を目的外利用する必要がある。

3 概要

(1) 名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

(2) 実施主体

市町村(特別区を含む。)

(3) 支給対象者

基準日(令和元年10月31日)において、令和元年11月分の児童扶養手当の支給に係る監護等児童の父又は母のうち、婚姻をしたことがない者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。

(4) 支給額

支給対象者に17,500円を給付する。

(5) 申請及び支給方法

支給を受けようとする者は、基準日において、令和元年11月分の児童扶養手当を支給する市町村(特別区を含む。)に対して支給の申請を行う。

本市においては、申請の受付期間開始までに、支給対象者と思われる方へ申請書を送付する予定である。

ア 郵送による申請（支給対象者が、申請書を市区町村に送付。市区町村で支給決定後、指定された口座に給付金を振り込む。）

イ 窓口での申請（支給対象者が、申請書を市区町村に出向いて提出。市区町村で支給決定後、指定された口座に給付金を振り込む。）

※ 市区町村の窓口において、現金の交付による支給を受けることも可能であるが、原則は、口座への振込による支給とする。

(6) 申請受付期間

令和元年8月1日（木）から令和2年2月3日（月）まで